

事業計画等について

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

■地域包括支援センターの事業内容

地域支援事業

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法115条の45第1項第1号）

①介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）【必須】

基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

通所型短期集中運動機能向上サービス（通所型サービスC）：佐賀地区は通所介護事業所こぶし、大方地区はデイサービスセンター浮鞭に委託。

(2) 一般介護予防事業（介護保険法115条の45第1項第2号）

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営【必須】

①総合相談支援業務 →【R5年度より重層的支援体制整備事業】

【事業概要】

地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行っています。

継続的・専門的な関与が必要な場合は、関係機関にてケース検討会等を開催し、適切なサービスや制度につなぎ、支援を行います。

【現状・今後の方向性】

今後もワンストップ（1か所であらゆる相談に応じる）相談窓口の充実を図り、高齢者等からの各種相談のニーズに適切に対応していきます。

また、多様化、複雑化した相談に対して、それぞれの専門職が連携、協働しながら多様な視点から問題解決が図れるようレベルアップを図ります。

②権利擁護業務 →【R5年度より重層的支援体制整備事業】

【事業概要】

高齢者の虐待防止や成年後見制度等権利擁護を目的とするサービスや制度を活用して、安心して生活できるよう、必要な支援を行います。

消費者行政の取り組みでは、商工係と連携を図り消費者被害情報の周知等を行い、被害の防止に努めています。

また、各種研修会へ参加し担当職員のスキルアップを図り、相談窓口としての機能の充実を図っています。

【現状・今後の方向性】

今後も引き続き、研修会の開催や啓発パンフレット等による住民への周知を図るとともに、町社会福祉協議会等との連携を強化し、高齢者の権利擁護に努めています。R4年度に町社会福祉協議会と連携して中核機関を立ち上げており、今後も支援が必要な方へ制度が行き届くように周知等を実施します。

【高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、研修会の実施等】

緊急事務管理実施要綱の策定

親族による支援が見込めない高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難となった際に、生命、健康及び財産の保護を図るため、民法第698条（緊急事務管理：管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない）の規定に基づき、緊急事務管理を行う場合の業務範囲と取り扱い基準に関して必要な事項を定めた「黒潮町緊急事務管理実施要綱」を作成し、令和2年4月1日より施行し、業務を黒潮町社会福祉協議会へ委託しています。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 →【R5年度より重層的支援体制整備事業】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関との連携を基に様々なネットワークの構築を図る。

また、ケアマネジャーが、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的、継続的なケアマネジメントを実現することができるよう、環境整備やサポート等を行う。

【ケアマネジャー連絡会開催、研修会、困難事例の相談等】

ケアマネジャー連絡会

【事業概要】

2か月に1回開催しています。町内のケアマネジャー相互の情報交換や、支援困難事例に対する具体的な支援方針の検討・指導・助言、保険者や地域包括支援センターからの情報提供等を行います。

【現状・今後の方向性】

今後も保険者や地域包括支援センターからの情報提供を行うとともに、ケアマネジャーに支援困難事例等の提出をしてもらい、意見交換を行うことで、アセスメントについて助言、支援方針の検討の場としていきます。

ケアマネジメント連絡調整会議

【事業概要】

年に1回開催しています。研修会を開催し、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、近隣市町のケアマネジャーも参加し、情報交換等を通して広域的な連携を強化しています。

【現状・今後の方向性】

今後も引き続き、町内外の居宅介護支援事業所や介護施設のケアマネジャーを対象に、研修会や情報提供等の内容でケアマネジメント連絡調整会議を開催していきます。

【重層的支援体制整備事業とは】

福祉、介護、保健、医療、住まい、就労、教育、社会的孤立など、様々な生活課題を抱える住民や世帯が増えています。そういった住民や世帯を支援する体制を整えたり、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するために事業化されたもの

④介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

* 地域ケア会議の充実

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築を図る。

【事業概要】

個別事例に対して理学療法士・作業療法士・管理栄養士・薬剤師・歯科衛生士等の専門職のアドバイスを受け、支援内容の検討やアセスメント力の向上、地域課題の把握等を行います。個別事例の検討によって明らかになった地域課題の解決に向けて、政策形成につなげていきます。

【現状・今後の方向性】

引き続き、通所C型の候補者選定、ケアマネジャーのアセスメント・ケアプランの質向上、また、地域課題を抽出するため、「地域ケア個別会議」を開催し、抽出された地域課題は、地域福祉計画推進会議（地域ケア推進会議の位置づけ）において協議し、地域課題を解決するための施策につなげます。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

(3) 生活支援体制整備事業

(4) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域での良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期治療に向けた支援体制を構築する。

①認知症初期集中支援チームの設置

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

【事業概要】

かかりつけ医、認知症サポート医、物忘れの相談ができる医師等と連携し、認知症の早期発見や早期診断ができ、早期支援につながる体制づくりに努めます。

認知症初期集中支援チームを設置し、早期から家庭訪問を行い、認知症のアセスメントや家族の支援等を行っています。

【現状・今後の方向性】

認知症初期集中支援については、大方地域は渡川病院（認知症疾患医療センター）、佐賀地域は佐賀診療所の2チーム体制で取り組むことで、身近な医療機関で早期に適切な支援につながるよう支援しており、引き続き、認知症初期集中支援チームについては、拡大を図ります。

②認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

【事業概要】

地域包括支援センターをはじめ、認知症相談体制の充実を図ります。

認知症地域支援推進員（※）を配置し、医療機関や介護サービス事業所等の関係機関との連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

総合相談業務として地域包括支援センターが対応し、必要な場合は認知症初期集中支援事業につなげています。また、あったかふれあいセンターで認知症カフェを開催しており、身近な相談の機会になっています。

【現状・今後の方向性】

地域包括支援センターの総合相談業務や、あったかふれあいセンターの認知症カフェ等で認知症に関する相談を受け付け等、引き続き実施します。

※認知症地域支援推進員：医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う。

③チームオレンジの設置

認知症の方ができる限り地域で自分らしく良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐしくみを地域ごとに整備する。

3 任意事業

* 認知症介護家族の座談会 等

【事業概要】

認知症ケアの向上や家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人を介護している家族が集まり、日々の介護の戸惑い、悩み、喜び等、互いの思いを分かち合う場として「認知症介護家族の座談会」を開催しています。

【現状・今後の方向性】

NPOしいのみと連携し、あったかふれあいセンターにしきの広場の活動の中で実施しています。今後についても、引き続き認知症の人を介護している家族への支援として事業を実施します。

* 認知症サポーター養成講座

【事業概要】

認知症の人への日頃の見守りや、困りごとの支援等を行えるよう、地域の見守り体制の構築に取り組みます。

認知症キャラバンメイトと協力し、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを積極的に養成します。

【現状・今後の方向性】

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成しています。また、認知症サポーターステップアップ研修を実施し、チームオレンジの立ち上げを行いました。令和2（2020）年度から、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、「認知症に関する啓発」、「若年性認知症の方の居場所づくり」等の実践に取り組んでいます。

* 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

認知症高齢者等で判断能力が不十分な方が、財産管理や介護サービス契約について後見人等の援助を受けられるよう助言支援を行い、成年後見制度の親族申立てが困難な場合に町長申立てを行います。また、町長申立てを行ったケースの中で、後見人への報酬支払が困難と認められる方に対して、報酬扶助を行います。

【現状・今後の方向性】

令和元（2019）年度に「黒潮町成年後見制度利用扶助費実施要綱」を改正し報酬費の算定に差額方式を導入したことで、改正前と比較して扶助可能な件数を増やすことができました。今後も成年後見制度の利用促進に取り組みながら、ケースの内容によって、町長申立てや扶助費の利用を進めていきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築【必須】

上記の包括支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルなサービス等の様々な社会的資源が連携できる環境整備を行う。

指定介護予防支援事業（介護予防給付：要支援1～2）【必須】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、その心身の状況やその置かれている環境等を勘察し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づき介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整を図る。

【介護予防通所リハビリ、介護予防訪問看護、介護予防短期入所、介護予防福祉用具貸与等の利用についてのケアプラン作成】

4 その他事業

* 介護予防事業(健康体操の普及)

- あったかふれあいセンター等を活用し、地域で運動機能の維持、向上に取り組める場の支援を行なう。

* 認知症についてのミニ講座(サロンなどへの出前講座)

* 脳のちょいトレ教室（佐賀地区：あったかふれあいセンターさがで実施、大方地区：あったかふれあいセンター活動内で実施）

* 高齢者見守りネットワーク（地域のネットワーク）づくりについて

- 各地区の民生・児童委員をはじめとしたボランティアによる高齢者見守りや自主防災組織における見守りネットワークの構築の推進をしていく
- 他団体・多組織との見守り情報ネットワークの構築（見守り協定）

* 民生委員への情報提供及び高齢者実態調査について

- 民生委員に依頼し、独居高齢者や要援護者の実態を把握する
- 高齢者実態調査をもとに訪問、個別事例に応じた支援につなげる。